

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年四月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン原尾島店

所在地 岡山市原尾島一丁目五二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 海成株式会社

住所 岡山市錦町一番二七号

代表者の氏名 代表取締役 千原 崇敬

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

創作屋ブティック株式会社 代表取締役 池田 和繁

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社サンヨー プレジャー 代表取締役社長 高谷 茂男

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

イソーラブティック株式会社 代表取締役 中西 広一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社サンヨー プレジャー 代表取締役社長 高谷 昌宏

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

平成十八年二月二十日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成十七年十月九日

二 届出年月日

平成十八年四月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年四月二十一日から平成十八年八月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課